

京都市告示第 /00 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 6月18日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった 事項	区域
変更前	京都市伏見区（以下省略）醍醐南里町33番地、33番地の1、36番地の6、36番地の8、37番地の1、37番地の2、38番地、39番地、39番地の1、40番地、41番地の2、41番地の3、42番地、43番地、44番地の1～9、45番地、45番地の1、45番地の3～8、46番地の1、46番地の2、47番地の1、47番地の2、48番地、49番地の1、50番地の1、50番地の2、51番地の1、51番地の9～15番地、52番地、52番地の5、52番地の55、醍醐構口町1番地の1～3、2番地の1、2番地の2、3番地、4番地の1～18、5番地～7番地、8番地の1～7、9番地、10番地、11番地の1、11番地の2、12番地、13番地、14番地の1、14番地の2、15番地、15番地の1～3、16番地の1、16番地の3～6、17番地、17番地の1、22番地、22番地の1、22番地の2、醍醐榎ノ内町1番地、1番地の1、2番地、2番地の1～4、3番地、5番地～8番地、8番地の1～5、8番地の7、9番地の1～5、10番地の1、10番地の2、11番地、12番地、12番地の1、12番地の3、13番地～15番地、16番地の1、16番地の2、17番地の1～6、18番地、18番地の4、18番地の5、18番地の36～39、19番地、19番地の1～4、20番地の1、24番地、25番地の1、25番地の2、26番地、26番地の1、31番地の1～11、32番地～34番地、42番地の1、42番地の2、42番地の6、42番地の7、43番地～45番地、45番地の1、45番地の2、46番地、47番地、48番地の1、48番地の2、48番地の4、48番地の5、49番地の1、49番地の2、49番地の5～8、50番地の1～3、51番地の1～5、75番地、100番地の1、107番地の1～3、108番地、109番地の2、110番地の1、111番地、醍醐柏森町1番地、2番地の1～5、3番地～5番地、5番地の2～5、6番地の1～3、7番地の1、7番地の3、醍醐岸ノ上町1番地、2番地の2、2番地の5、2番地の8、2番地の9、2番地の11、2番地の12、2番地の14、2番地の15、7番地の1、醍醐一言寺裏町1番地、2番地、5番地、21番地、醍醐御園尾町40番地の1、40番地の5及び醍醐多近田町22番地の3、22番地の4、22番地の6、23番地の1、23番地の3～5までの区域

変更後

京都市伏見区（以下省略）醍醐南里町33番地，33番地の1，36番地の6，36番地の8，37番地の1，37番地の2，38番地，39番地，39番地の1，40番地，41番地の2，41番地の3，42番地，43番地，44番地の1～9，45番地，45番地の1，45番地の3～8，46番地の1，46番地の2，47番地の1，47番地の2，48番地，49番地の1，50番地の1，50番地の2，51番地の1，51番地の9～15番地，52番地，52番地の5，52番地の55，及び52番地の79，醍醐構口町1番地の1～3，2番地の1，2番地の2，3番地，4番地の1～18，5番地～7番地，8番地の1～7，9番地，10番地，11番地の1，11番地の2，12番地，13番地，14番地の1，14番地の2，15番地，15番地の1～3，16番地の1，16番地の3～6，17番地，17番地の1，22番地，22番地の1及び22番地の2，槇ノ内町1番地，1番地の1，2番地，2番地の1～4，3番地，5番地～8番地，8番地の1～5，8番地の7，9番地の1～5，10番地の1，10番地の2，11番地，12番地，12番地の1，12番地の3，13番地～15番地，16番地の1，16番地の2，17番地の1～6，18番地，18番地の4，18番地の5，18番地の36～39，19番地，19番地の1～4，20番地の1，24番地，25番地の1，25番地の2，26番地，26番地の1，31番地の1～11，32番地～34番地，42番地の1，42番地の2，42番地の6，42番地の7，43番地～45番地，45番地の1，45番地の2，46番地，47番地，48番地の1，48番地の2，48番地の4，48番地の5，49番地の1，49番地の2，49番地の5～8，50番地の1～3，51番地の1～5，75番地，100番地の1，107番地の1～3，108番地，109番地の2，110番地の1及び111番地，醍醐柏森町1番地，2番地の1～5，3番地～5番地，5番地の2～5，6番地の1～3，7番地の1及び7番地の3，醍醐岸ノ上町1番地，2番地の2，2番地の5，2番地の8，2番地の9，2番地の11，2番地の12，2番地の14，2番地の15及び7番地の1，醍醐一言寺裏町1番地，2番地，5番地及び21番地，醍醐御園尾町40番地の1及び40番地の5並びに醍醐多近田町22番地の3，22番地の4，22番地の6，23番地の1及び23番地の3～5の区域

（文化市民局市民生活部地域づくり推進課）